

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市右京区京北灰屋町尾抜ケ 地内				
路線名又は河川名等					
工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				
工期	契約日の翌日から290日間				
事業課(所)名	京北・左京山間部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	156
繊維補強モルタル吹付工	m2	1,402	鉄筋挿入工	本	69
ロープ伏せ工 (N=2箇所)	m2	189	転石破碎工	m3	2
樹木伐採工	式	1	舗装工	m2	120

施工理由

本工事は、道路のり面維持保全計画に基づき、既設吹付法面の修繕等を実施し、交通の安全確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月	
基 準 適 用 年 月	2026年3月	
単 価 地 区	2602: II 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（略称）	工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
その1	道路土工	残土処理工	残土等処分	破碎岩含む		m3	5,000.0	処分費	管理費区分：T
その1	法面工	法面吹付工（ニューレスプ工法）	法面清掃工（高圧洗浄併用）			m2	2,165.0	材工共	
その1	法面工	法面吹付工（ニューレスプ工法）	繊維補強モルタル吹付工			m2	7,305.0	材工共	
その1	法面工	法面吹付工（ニューレスプ工法）	背面空洞注入			m3	131,700.0	材工共	
その1	法面工	法面吹付工（ニューレスプ工法）	せん断ボルト工（増厚吹付部）			本	1,164.0	材工共	
その1	法面工	法面吹付工（ニューレスプ工法）	水抜きパイプ設置			本	2,378.0	材工共	
その1	法面工	補強鉄筋工	補強鉄筋工 L=600			本	12,940.0	材工共	
その1	法面工	補強鉄筋工	補強鉄筋工 L=1000			本	19,960.0	材工共	
その1	法面工	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工 SD工法			本	59,100.0	材工共	
その1	法面工	鉄筋挿入工	ワイヤーセット工 SD工法			回	51,070.0	施工費	
その1	法面工	鉄筋挿入工	削孔機据付・撤去工 SD工法			回	357,100.0	施工費	
その1	落石雪害防止工	落石防止網工	1号ロープ伏せ工			m2	20,650.0	材料費	

設計内訳書（その1）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準以外)	m3	9				(概)
積込(ルース)	土質:破碎岩,作業内容:平均施工幅1m以上2m未満	m3	2				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 L=28.5km以下	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	10				(概)
残土等処分	破碎岩含む	m3	10				
法面工		式	1				
法面吹付工 (ニューレスプ工法)		式	1				
法面清掃工(高压洗浄併用)		m2	1,402				
ラス張工	100m2以上250m2未満,有	m2	198				(概)
繊維補強モルタル吹付工		m2	1,402				

設計内訳書（その1）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
背面空洞注入		m3	22					
せん断ボルト工（増厚吹付部）		本	2,408					
水抜きパイプ設置		本	701					
補強鉄筋工		式	1					
補強鉄筋工 L=600		本	114					
補強鉄筋工 L=1000		本	510					
鉄筋挿入工		式	1					
鉄筋挿入工 SD工法		本	69					
ワイヤーセット工 SD工法		回	8					
削孔機据付・撤去工 SD工法		回	1					
落石雪害防止工		式	1					
落石防止網工		式	1					
1号ロープ伏せ工 （材料費）		m2	140					

設計内訳書（その1）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
2号ロープ伏せ工 （材料費）		m2	54					
1号ロープ伏せ工 （施工費）		m2	140					
2号ロープ伏せ工 （施工費）		m2	54					
現場内小運搬 （モノレール運搬）	資材	箇所	2				（概）	
転石除去工		式	1					
転石破碎工		m3	2				（概）	
現場内小運搬 （モノレール運搬）	破碎岩	m3	2				（概）	
構造物撤去工		式	1					
構造物取壊し工		式	1					
吹付法面取壊し	集積積込：有り，工法区分：機械施工	m2	150				（概）	
吹付法面取壊し	集積積込：有り，工法区分：人力施工	m2	45				（概）	
樹木伐採工		式	1					
樹木伐採	幹周：30cm<C	本	13				（概）	

設計内訳書（その1）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木伐採	幹周：30cm≦C<90cm	本	12				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬 L=27.5km以下	モルタル殻, 機械施工	m3	20				(概)
殻処分	モルタル殻	m3	20				
廃プラ運搬 L=60.0km以下	廃プラ	回	1				(概)
廃プラ処分	廃プラ	t	0.03				
伐木運搬 L=60.0km以下	枝葉	回	1				(概)
伐木処分	枝葉	t	4				
仮設工		式	1				
モルレル架設工		式	1				
モルレル架設・撤去 (参考数量)		m	300				(概)
転石除去仮設工		式	1				
仮設用落石防止網工 (参考数量)		箇所	6				(概)

設計内訳書（その1）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設足場工 （参考数量）		空m3	31				（概）
現場発生品運搬 （参考数量）	クレーン装置付2t積、吊能力2.9t、無し、20.5km以下、積込・荷卸	t	0.05				（概）
スクラップ ワイヤモック、ワイヤロープ他 （参考数量）	ヘビーH4	t	-0.05				
仮設防護柵工		式	1				
仮設防護柵 （参考数量）		m	95				（概） リース期間：204日
敷鉄板撤去設置工		式	1				
敷鉄板 （参考数量）	設置・撤去、各種、無、4日、無、有	m2	220				（概） リース期間：4日、 0.59枚/m2当り
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	444				（概）
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の40.4%以内		式	1				（概）を参照

設計内訳書（その1）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
仮設材運搬費 往復分（参考数量）	L=42.9km, 12m以内, 各種(実数入力), 0, 無, 積込み 、取卸し(片道分)	t	94				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書 (その2)

工事名	災害防除工事 (上黒田貴船線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	38				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:9cm	m ²	120				(概)
殻運搬 L=22.0km以下	殻種別:舗装版破碎	m ³	11				(概)
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m ³	11				
不陸整正	有り,46mm以上53mm未満,再生粒度調整碎石RM-30,全ての費用	m ²	120				(概)
基層	材料種類:再生粗粒度アスコ(20),舗装厚:50mm,平均幅員:3.0m超	m ²	120				
表層	材料種類:再生密粒度アスコ(13),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超	m ²	120				
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
熔融式区画線	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	30				(概)

設計内訳書（その2）

工事名	災害防除工事（上黒田貴船線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	4				(概)
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の50.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 災害防除工事（上黒田貴船線）
工事場所 京都市右京区京北灰屋町尾抜ケ 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 施工箇所は、電柱及び架空線が近接するため、施工時は十分注意すること。
- 2 架空線の防護範囲について、関係機関と協議する必要があるため、防護を要する範囲を監督職員に速やかに報告すること。

第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
法面吹付工	繊維補強モルタル 吹付工	資材一式
補強鉄筋工	補強鉄筋工	資材一式
鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	資材一式
落石防止網工	ロープ伏せ工	資材一式

第3条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第4条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

(「共通仕様書(3-1-1-4)」の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外)

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
法面工-法面吹付工	法面清掃工	既設吹付法面の苔等の除去状況
法面工-法面吹付工	繊維補強モルタル吹付工	吹付厚さ t=7cm
法面工-法面吹付工	補強鉄筋工	削孔長
法面工-鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	削孔長
落石雪害防止工-落石防止網工	ロープ伏せ工	アンカー削孔長

第5条 (立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者が所有する土地があることから、監督職員が提供する地積測量図等の資料を基に現地で境界点の位置を確認する。
転石除去工の対象転石の特定	対象となる転石位置について、図面及び監督職員が提供する座標値を基に現地で特定する。
法面吹付工	吹付範囲の確認
落石防止網工	設置範囲の確認

第6条 (品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

種別	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	備 考
法面吹付工	繊維補強モルタル	圧縮強度試験	18N/mm ² 以上	
	繊維補強モルタル	塩化物イオン量	0.3kg/m ³ 以下	
落石防止網工	岩部用 TSK セメント アンカー D22	軸方向引抜 試験	26kN 施工本数の5% もしくは最小本数3本	センターホール ジャッキ
	土被り・土砂部用 TSK ブレイクアンカ ー12 型用	軸方向引抜 試験及び横方 向引張試験	25kN 施工本数 10 本以上の場合 2 本 施工本数 10 本未満の場合 1 本	張力計およびチ ルホール・滑車 等

第7条 (ニューレスプ工法の事前調査について)

1) 受注者は、ニューレスプ工法の施工に先立ち、地山の風化領域(風化深さ)を確認し、適切な補

強材長（L=600mm または L=1000mm）を選定するため、コア抜きによる事前調査を実施すること。調査位置については、事前に監督職員と協議すること。

2) 事前調査の結果、当初設計の補強材（L=600mm または L=1000mm）の数量に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、実施施工量に基づき設計変更の対象とする。

3) 事前調査に要する費用については、当初設計に計上していないため、実施調査箇所数に基づき設計変更の対象とする。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
モルタル殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市右京区京北浅江町西山3番	設計運搬距離 L = 24.5km (DID 区間：無し)
アスファルト殻 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市右京区京北下弓削町神楽田1-1	設計運搬距離 L = 16.5km (DID 区間：無し)
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38	設計運搬距離 L = 50.5km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町78番地	設計運搬距離 L = 54.6km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山下組 京都府京都市左京区静市静原町 1090-1	設計運搬距離 L = 20.1km (DID 区間：無し)

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ワイヤモッコ・ワイヤロープ他)	京都市右京区京北周山町卯瀧谷 5-7	設計運搬距離 L = 18.1km (DID 区間：無し)

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿

③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第4条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第5条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、

受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第6条（ウィークリースタンスの実施）

本工事（又は業務委託）は、ウィークリースタンスの対象である。

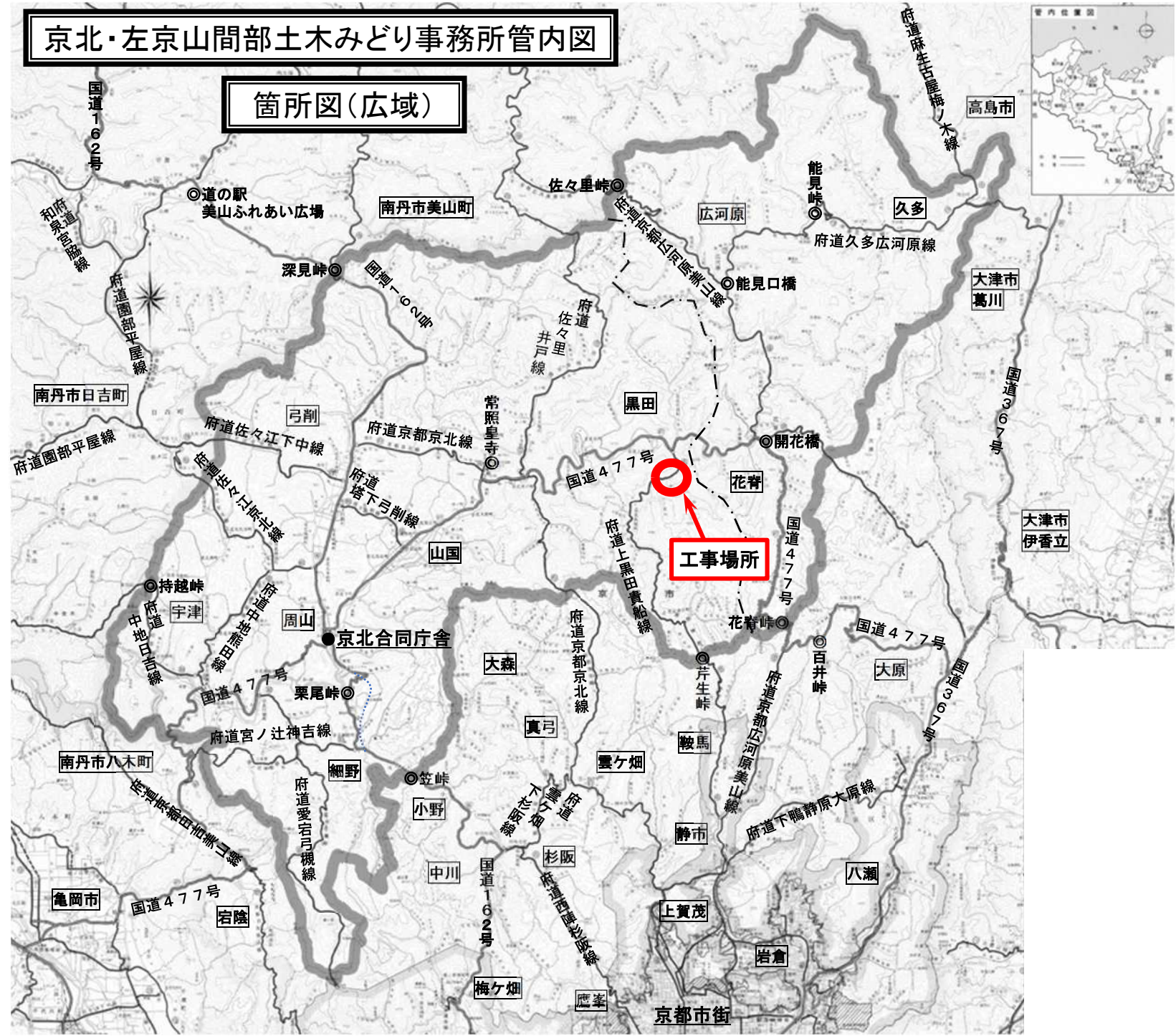
実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

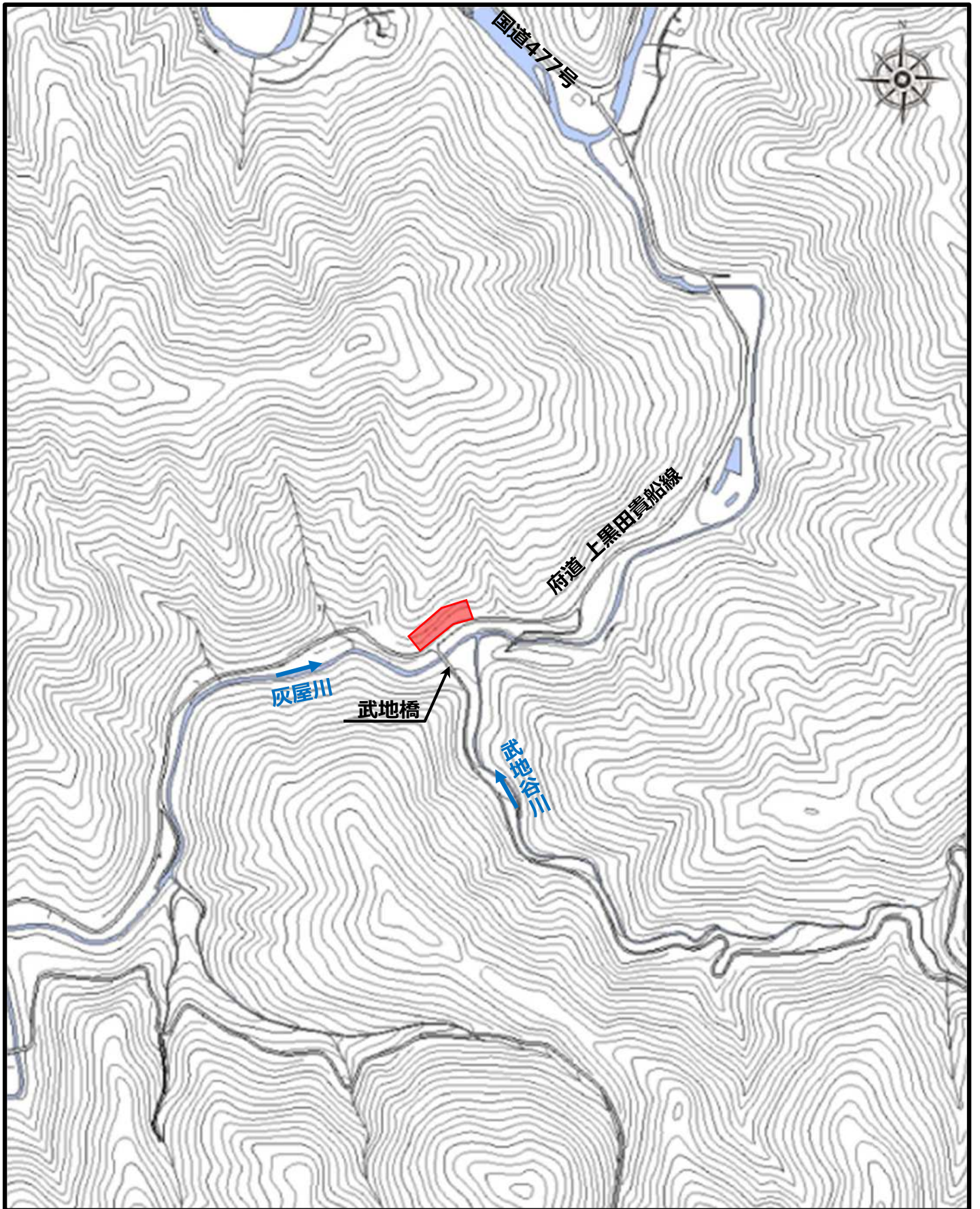
なお、工事（又は業務委託）の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

京北・左京山間部土木みどり事務所管内図

箇所図(広域)



箇所図 (拡大)



 工事場所